

平成二十二年三月臨時会

平成 22 年 第 2 回

菊陽町議会 3 月臨時会会議録

平成 22 年 3 月 2 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

第2回菊陽町議会3月臨時会会議録

平成22年3月2日（火）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成22年第2回菊陽町議会3月臨時会)

平成22年3月2日

午前9時開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出承認第1号から同意第1号までを一括議題
- 日程第5 町長の提案理由の説明
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 日程第7 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 委員長報告
- 日程第9 議案撤回について（議案第64号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について）

追加日程

- 日程第1 議案第19号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	坂本秀則君	2番	北山正樹君
3番	石原武義君	4番	甲斐榮治君
5番	芝和長君	6番	岩下和高君
7番	佐藤竜巳君	8番	大塚昇君
9番	福島知雄君	10番	川俣鐵也君
11番	吉本堅君	12番	小林久美子君
13番	酒井良一君	14番	上田茂政君
15番	梅田清明君	16番	鍋島有志男君
17番	永野輝全君	18番	吉村豊明君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

16番	鍋島有志男君	1番	坂本秀則君
-----	--------	----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤三雄君	教育委員長	三島誠一君
教育長	赤峰洋次君	教育次長	田中真治君

総務部長 宮本義次君
 産業建設部長 服部貞夫君
 総務部審議員
 兼総務課長 吉岡典次君
 財政課長 實取初雄君
 町民課長 堀川正信君
 都市計画課長 坂本恭一君
 教育審議員兼
 学務課長 大山晃君
 農業委員会事務局長 志垣敏夫君

福祉生活部長 大川育男君
 会計管理者兼
 会計課長 大野秀治君
 総合政策課長 松本東亞君
 福祉部審議員
 兼福祉課長 眞鍋清也君
 建設課長 松村孝雄君
 総務課長補佐
 兼庶務法制係長 服部誠也君
 生涯学習課長 佐藤清孝君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君
 書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時0分

○議長（吉村豊明君） それでは、ただいまから平成22年第2回菊陽町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番鍋島有志男君、17番永野輝全君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとする  
ことに決定いたしました。

（「議長、今会議録署名議員の指名についてということなんですが、今、後で言われた方は出席されていないようですが、それでもよろしいのでしょうか」の声あり）

失礼しました。17番永野輝全君にかわりまして、1番坂本秀則君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付しましたとおりであります。

次に、今回受理しました陳情第1号は議案に係る陳情ですので、本臨時会にて配付します。

次に、追加議案の事前配付については議会運営委員会で協議された結果、事前に配付することになりましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出承認第1号から同意第1号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第4、町長提出承認第1号から同意第1号について一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、平成22年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も早いもので、はや2カ月が過ぎ3月に入り、寒さも大分和らいできました。最近は大変雨も多いような日が続いている今日このごろでございます。

さて、本日平成22年第2回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の臨時会に提案しております付議事件について、その提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号は、住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

内容は、昨日3月1日付で実施いたしました武蔵ヶ丘北の住居表示に伴い、町施設の住居変更を生じるため、関係条例を一括して改正するものであります。

同意第1号は、教育委員の任命についてであります。

教育委員の荒木大之氏が平成22年1月17日に亡くなくなられましたので、その後任として野津原弘美氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、付議事件の要旨についてのみ説明を申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に担当から説明いたしますので、慎重にご審議いただきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例）

○議長（吉村豊明君） 日程第6、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

町民課長、内容の説明を求めます。

○町民課長（堀川正信君） おはようございます。

承認第1号は、住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、地方自

治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本条例は、本年3月1日付で実施いたしました武蔵ヶ丘北の住居表示に伴い、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校、西部町民センター、ふれあい交流・福祉支援センターの住所の変更が生じたため、関係条例を一括して改正するものでございまして、去る1月15日付で専決処分をいたしております。

4枚目をお開きください。新旧対照表にてご説明いたします。

まず、第1条、菊陽町立学校設置条例第2条の1について変更するものでございます。

菊陽町立武蔵ヶ丘小学校の位置については現行、大字津久礼3914番地を武蔵ヶ丘北一丁目2番1号に、それから菊陽町立武蔵ヶ丘北小学校の位置、大字津久礼4061番地を武蔵ヶ丘北三丁目5番2号に変更するものでございます。

続きまして、第2条、菊陽町町民センター設置条例第2条の1について変更するものでございます。

菊陽町西部町民センターの位置については現行、大字津久礼3957番地を武蔵ヶ丘北三丁目5番1号に変更するものでございます。

最後に、第3条、菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例第2条の1について変更するものでございます。

現行の位置、大字津久礼3951番地4を武蔵ヶ丘北一丁目6番34号に変更するものでございます。

この条例の施行日は、武蔵ヶ丘北住居表示の実施の平成22年3月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、同意第1号教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（宮本義次君） おはようございます。

この議案につきましては、お手元に正誤表を差し上げておるところでございますが、氏名について誤りがありましたので、おわびを申し上げますとともにお許しをいただきたいというふうに思います。

それでは、同意第1号教育委員会の委員の任命についてであります。

住所が菊陽町光の森5丁目21番地10。氏名が野津原弘子とありますが、これは先ほど申し上げましたように「弘美」に訂正をお願いしたいと思います。生年月日が昭和38年2月13日の47歳でございます。

野津原さんの経歴等についてご紹介を申し上げます。

昭和56年3月に熊本医師会立熊本准看護学校を卒業後、同年4月に熊本市田上内科病院に勤務され、現在は熊本市立麻生田保育園の看護師として働いておられます。平成17年4月に菊陽町に転入されまして、平成18年4月から武蔵ヶ丘小学校PTA副会長を、平成19年4月から武蔵ヶ丘小学校PTA会長及び菊陽町PTA連絡協議会会長を務められ、また平成20年4月から武蔵ヶ丘小学校評議員を務められるなど、地域の教育活動に積極的にご尽力をいただき、地域及び学校からも大きな信頼を得られているところでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定では、現に子どもを教育している保護者の意向を教育行政に反映させるため、委員のうち少なくとも1人の保護者を含めることが義務づけられているところでございます。このようなことから、保護者の代表として温厚、誠実な人柄であり、さらに識見、経験とも豊かであり、野津原様を教育委員として任命するものでございます。どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 委員長報告

○議長（吉村豊明君） 日程第8、文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査の案件に対し、中間報告を行います。

この案件につきましては、全員協議会の中で中間報告がなされておりますが、本会議にて報告がなされておられませんので、改めて委員長から中間報告を求めます。

文教厚生常任委員長川俣鐵也君。

○文教厚生常任委員長（川俣鐵也君） 皆さんおはようございます。

中部小学校の件について、もう2年、新しい小学校建設という非常に喜ばしい案件について、菊陽町においては非常に障害を持って大いなる激論の末、時間が刻々と経過をして現在に至っております。この案件については、議会の議員の皆さん方は議案について問題点は共有されていると思いますが、今日傍聴にたくさんの方が関心を持ってきておられますので、傍聴席の皆様ないし町民の皆様方に菊陽広報として出していただく、真実を知っていただくという意味で中間報告をさせていただきたいと思っております。

私たち議会としても、いたずらに時間を費やして引っ張ってきたわけではありません。真剣に本当に町の将来、町の小学校、教育ということに関して心を痛めながらも、一生懸命やってきたつもりでおりますけど、なかなか同意に至らず現在に至つとるわけです。傍聴席の方々に流れを説明する前に、私たち文教の委員が今、福島議員、永野議員、梅田議員、北山議員、酒井議員、それに私6名、平成21年6月、去年の6月から任期4年の半分の2年ということで新しくその文教委員会ということで活動してまいります。その前段階においては別のメンバーの方で審議をしてこられたという経緯がありますけど、そういう仕事の分担は別にして、今までの流れ、それと現在までということで報告をさせていただきます。

菊陽町においては小・中学校の耐震化事業ということで、耐震化事業に必要な小学校が3校、武蔵ヶ丘小学校、菊陽北小学校、菊陽中部小学校、それに中学校2校ということで、平成17年度から一番老朽化が激しかった武蔵ヶ丘小学校を3年間大規模改修を実施しておられます。その後、平成20年度に菊陽北小学校、それから平成21年度には武蔵ヶ丘中学校、そして将来的には菊陽中学校をやると。その中で、平成17年度の耐震の中で、そういう事業を展開してこられましたが、菊陽中部小学校については震度6強の地震があった場合、この耐震では非常に厳しいという診断結果が出ております。その診断結果に基づいて、平成19年度から庁舎の職員の中でプロジェクトチームを結成をされて、現在地での立てかえがいいという結果をもって平成21年度の3月に町長提案がなされております。

平成17年度から、この問題については前町長時代からいろんな本議会でも議論が尽くされて

おります。その中においては、せっかく小学校をつくるんだからもうちょっと広いスペースで場所を移してやったらどうかというふうな意見が大勢を占めておりました。しかしながら、前町長から今の後藤町長にかわりました平成18年10月から、新町長のまちづくりの方針があるでしょう、その流れの中で、中部小学校の建設については事業費が安く済む、設計から完成まで3年という期間的なものも見込めると、しかし難点として運動場が狭い、しかしながら授業をするのには差し支えがないじゃないかというような思いで、現在地での提案が21年の3月の議会でごなされております。

しかし、この3月の議会においては、非常に問題があるじゃないかと。せっかく小学校をつくるんだから、もう少し例えばプロジェクトチームでもつくって将来の30年、50年の小学校だから場所を移してやったらどうかとか、運動場が狭い、建物も高層で4階一部5階建てはおかしいじゃないかというふうな理由で否決をされております。その否決の後、議会としては行政の提案が、平成20年度に起きた中国四川省の大地震で8万人を超す死傷者が出たということで、耐震の工事を早くしろという流れの中で、早く安全な小学校をつくってくれと、つくらんといかんという行政も住民の皆様もそういう思いは共有していたと思います。

しかしながら、その3月の提案に対する否決の結果、行政もいろいろこの小学校問題に係ることばかりじゃないでしょうから大変でしょう。しかしながら、一番大事な小学校の建てかえという問題に関して、議会としては6月なり9月なりに新しいいろんな考えが出てくるという期待は持ってました。しかしながら、6月にも9月にも行政からの提案はありませんでした。

議会のほうからも、PTAなり保護者なり地域住民なりの説明不足じゃないかというような意見、意向がありまして、行政のほうで地域住民の説明会を4回、東部町民センター、老人福祉センター、昼、夜、上津久礼公民館で説明会がありました。しかしながら、その時点において私も4回それぞれオブザーバーとして参加しましたが、会場に来られる参加者というのは非常に少ない。保護者も地域住民の方も、その時点ではこの大きな建てかえ問題ということに対する関心は非常に低かった。また、行政で行った中部小学校のPTA、五百数戸あるということですけど、すべてに対するアンケート調査の回収率も百数十通で20%ぐらいの回収しかなかったと。

私たち議会としては、本来ならやはりもう少しその時点で関心を持っていただきたかったという思いはあります。しかし、その説明会なりアンケートなりの結果を見ての行政の判断として、グラウンド案と新しい土地という2つの案。アンケート、説明会のときもそれが主力でしたけど、行政の結果としては、グラウンド建設が一番いいんじゃないかという判断をされたのじゃないかと思います。だから、グラウンド案として11月に提示がありました。

それで、11月30日臨時議会において、私たち文教で付託をされた案件として審議をせざるを得ん状況の中で、いきなり、いきなりと言ったらおかしいでしょうけど、中部小学校の住民からグラウンド反対、新しい土地につくってくれという要望の署名が合わせて三千数百名の方の

署名が議長、町長に出されました。私たち議会としても、付託された委員会としても、それだけの住民の反対運動があるという中で臨時議会で本当にグラウンド案としてイエスカノーか決をとれるのかと、非常に委員会全員悩んだ結果、もう少し時間を置いて議論すべきじゃないかということで、全員協議会に諮りまして継続審査にさせていただきました。これは全員賛成をもって継続審議にさせていただきました。せめて12月の本会議まで、新しい土地に対する建設、そこらあたりの資料提供も行政に腹をくくってやってもらいたいという思いもありました。

12月の定例会に入ったときに、今度は行政もそう感じられたんでしょう、町長のほうから再度新しい土地、E案に対する皆さん方に説得できる努力をしてみたいという思いだと思います、再度継続審査ということの申し入れがありました。私たち委員会はもちろん、全員の賛成で2度目の継続審査をしました。

それで、その中において私たちも、行政とは違った意味で文教の委員会、議会としても何かいい解決の手だてはないかということで、今まで十数回委員会を開きましていろんな議論を重ねてまいりました。その中で一番問題になっている新しい土地、これは甲種農地です。去年の6月、農地法及び農振法が変わりまして、今までの学校教育法絡みの施設については、農振地域でも例外的に届け出で施設ができるという状況の法律だったんですけど、甲種農地、純粹に一番いい農地、それは例外的に、教育施設にしても公共施設にしても原則的に例外は認めませんよという法律が12月15日に施行になっております。この時点まで来て、本当に皆さん方中部校区のあの流れの中で、南側に学校建設をしてくれという住民の方の要望に本当にこたえられるかと、私たちも委員会としてもそこらあたりを探らにやいかんということで、正式に県に申し入れて担当課に6人で行って検証をさせていただきました。そのとき私たち6人が感じた県とのやりとりの中では、現時点においては確かに不可能じゃないかもしれんと、しかしながらその法律をクリアして実現させるためには時間的にもめどが立ちにくいと、これだけ安心・安全な小学校を一刻も早くつくってもらわんといかんという片一方には大きな要望がある、それを実現させるために、わからないものに取り組むわけにはいかんのかなという委員会としての、私たちだけの感触を持ったわけですね。それならば、今付託をしてあるグラウンド案でいくしかないのかということも6人で真剣に議論をしました。

しかし、グラウンドに建設するにしても今のグラウンドには年間10万人も利用者があると。また、これの代替グラウンドをつくるにしても、その倍の面積を確保するそのための財政的な裏づけ、財政的なものが必要じゃないかと。また、これを強行してグラウンドに建てたとしても、南の土地につくってくれと言われるその皆さん方ですね、グラウンド案にも反対、建設も反対と言われる方たちの住民感情をずっと引きずったまま調整をしていかなんかじゃないかと。この混乱したところの落としどころを探すためにやっぱりグラウンドも残すべきじゃないかと。万が一この3万6,000人の人口を賄うための総合グラウンドが要るとするならば、将来的に今のグラウンドを残したまま総合体育館というのも請願で決まったりしますので、今後10年間ぐらいかけて新しいところにつくったらいいじゃないかと、今のグラウンドは残すべき

じゃないかと。

そんならどうすべきかと。委員会として考えた結論として、これはもう委員会が提案するよなもんじゃないですけど、私たちも行政と違って議員として町のためにいい方法はないかと考える責もあるという思いで、最初否決をされた現在地ですね、そこでの用地確保はできないかと、拡張ができないかと、構造上も小学校の建物として受け入れられるぐらいの工夫ができないかと、今の近代技術でがけ地の利用もうまいぐあいにはできないかと。そういうのができるのであれば、住民の方も十分納得はされんでも、そこらあたりが一番落としどころとして可能性が、その早期実現という大前提を思いながらの住民感情としてもそこらあたりが落としどころじゃないだろうか。そこらあたりを考えてくれんだろうかということで、一応文教として行政のほうに提案をしてきたというのが今までの経緯です。

この流れの中で、これは委員会としての意見ではありませんが、私の委員長として行政のその施策のやりようということで、これから先は私の苦言と思うてください。行政の真摯な態度、これをこうしたらいいということの説得する部分の対応が非常に遅い、そして出ない。いたずらに議員の疑心暗鬼を招くようなやり方が目につくんじゃないかという気がします。

それともう一つ、私たちはこれで修正案を提案しましたが、あの三千数百名の新しい土地に何とか実現してくれといわれる方に対して、行政がそれはできませんよ、もう今の時点ではできませんよという現実が、本当に努力をした結果がそうということであれば、やっぱり納得はさせられなくてもきちっと説明責任を果たす。それと、グラウンド案についても、体協その他スポーツ関連の団体に関して、グラウンドで提案しとったときに使わせてくれと、それをオーケーという内諾を得た条件が即新しいグラウンドをつくると、建設委員会として立ち上げると、不便はかけませんよということで納得をさせられとると思うんですよ。だから、その方たちに対しても私は説明責任を果たす。それでないと、私たちは提案したんですけど結果的にどういうふうな方向をとるかというのはもう行政の責任ですから、その結論を出された状態を推し進められるにしても、そこらのところの行政でできる最大限の努力はしてもらわんといかんんじゃないかという気持ちを持っています。

余り説明がおわかりになっていただいたかどうかわかりませんが、議員の皆さんは大体わかっとられると思いますけど、せっかく傍聴に来ておられる方に今までのこの2年間の流れを説明したつもりです。ですから、今後この件について、一番いい方法で皆さんが納得する方法、納得できる結果で終わっていただかないと、この小学校問題が新聞記事に出るたびに菊陽町の恥をさらしておると、それが現実ですから。一番うれしいこと、慶事の行事がうまくいかんというのは恥ですよ。これはもう議会も十分反省をしとるつもりでありますし、行政もそのつもりでやっていただきたいということで、余分なことも言いましたけど、経過報告とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） 委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案撤回について（議案第64号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について）

○議長（吉村豊明君） 日程第9、議案撤回の件を議題といたします。

町長から、議案第64号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてお手元に配付しましたとおり議案撤回の申し出がなされております。

この案件に対し、町長から撤回の理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議案の撤回についてその理由を申し上げます。

議案第64号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

この議案第64号の補正予算は、菊陽中部小学校校舎を町民グラウンドに建てかえるための実施設計委託料等の費用を盛り込んだ補正予算でございますが、昨年11月30日に提案し、文教厚生常任委員会に付託された上で、町民グラウンドに建てかえる場合の代替措置や、新たな建設候補地等を求めていく場所の用地などについての審査をいただいているところであります。

なお、私どものほうといたしましても、議会議員の皆様や住民の皆様方のご意見、状況などの変化を踏まえまして、さらに検討を重ねてまいったところであります。

ただいま川俣文教厚生常任委員長のほうから、その経緯についてはいろいろとご説明がありましたので、その点につきましては割愛いたしますけれども、そういった中で12月の定例議会におきまして、私のほうから再度いわゆるグラウンドでの代替案、それから新しい町民グラウンド等の詳細な資料不足といいますか、そういうものについての議会からの要請もあつていたところでありました。そして、新しい土地での詳細な資料等のそういうものも判断するための資料として出していただきたいということで、引き続き継続審査をお願いしておったところであります。この間、新たな土地や町民グラウンドの代替等について検討資料等作成し、文教厚生常任委員会にご説明をして議論を重ねたところでありますけれども、その中で私自身いろいろ熟慮をした結果、提案しております議案を修正する必要があると判断いたしまして、議案の撤回をすることにしたところでございます。

議員の皆様におかれましては、昨年11月30日からのご検討、ご審議いただきながら今日まで日にちがかかったわけでありまして、大変いろんな面でご心配、ご迷惑をおかけした点につきましては大変申しわけなく存じておりますけれども、今回議案を撤回したく、菊陽町議会会議規則第20条の規定によりましてご許可をくださるようお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 撤回理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

佐藤竜巳君。

○7番（佐藤竜巳君） ただいま町長の撤回の理由をお聞きしましたところ、町民グラウンド案のときの話によると、すぐ協議会を立ち上げ、仮称という名前も出てましたけれども、これもやっ

ぱり撤回するというお考えでございますか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今のご質問でありますけども、町民グラウンドの案を提案いたしましたときにおきましては、現町民グラウンドに新しい中部小の校舎を建てるということになりますと、それを利用されている方々、先ほども委員長からもお話がありましたように、そういった中で体育協会あるいは体育指導員、それからスポーツクラブ関係者の方々、こういった方との協議お話しをしたわけでありまして、そのとき皆様方はその町民グラウンドについては基本的にもう自分たちはそこに立てるのは反対だということでありましたけども、ただ中部小の子どもたちのためにそういった一日も早い安全で安心な学校を建てるためには代替案、そして新しいグラウンド案等の取り組み等についてどういう取り組みをしていくかということであれば、その件についてはやむを得ないということとされました。

そういうことで、グラウンド案のほうで進んでいった場合については、それが議会のほうで認めていただいた場合はその代替案、あるいはまた新しい土地に対しての検討委員会を立ち上げて取り組むと言っておりますけども、そういった中で今回取り下げはいたしましても、いわゆる今の町民グラウンドというのは非常にもう人口2万人程度のときにできとった町民グラウンドでありまして、今人口も3万5,000人ほどを超えまして、さらに4万人、いずれはまた、将来的にはまだまだ人口4万を超えていくような状況になっていくと思っておりますけども、そういった中では非常にこの手狭感というのは確かにあって、近隣の市町を見ていましてそれぞれ立派な施設を持っておられるところでもあります。

そういうことでありますので、この件につきましてはちょうど平成22年度が町の次の将来構想を立てる時期、いわゆる10年間の構想を立てていく中でありますので、その中できちんと位置づけて取り組んでいくということで考えております。そして、そういった中でその関係される、先ほど言いました体育協会の方々、そういった教育委員会のほうにはスポーツ審議会というのもありますので、そういった中でいろんなご意見を聞きながらきちんと位置づけるというところで取り組みます。よろしいですか。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 今、撤回の理由を説明していただいたんですけども、グラウンド案にかなり三千数百名の方の反対があるということも私も存じていますが、一方では保護者の方等で、関係者の方で早期にできるのはグラウンドではないかという要望も出されたかに聞いていますが、その点はどのようにご判断されたのでしょうか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、小林議員が言われましたように今日お手元のほうにも配付してありますけれども、中部小学校のPTA会長さん、それに関係者の役員の方々の連名で、実際この陳情のほうで私のほうへお見えになったところでもあります。そういった中で、そのときの話し

まして町民グラウンドのほうに持ってくれば建設等にすぐ取りかかれるというところでありませぬ。PTAの方々が求められておるのは、場所についてはPTAの中にもそれぞれの思いがあるということでありました。そういうことで場所には言及しないけれども、とにかく早く方針を決定して早く事業着手をしていただきたいというのが陳情の内容でありました。

そういうことで、教育委員会のほうとも打ち合わせ中でありませぬけども、町民グラウンドのほうに持ってきた場合と現在地でのほうの修正案ですな、課題が3点ほどありまして、いわゆる階数の問題、当初の分が4階建て一部5階建ての内容になっておりました。それは3階建てと、エレベーター部分は一部4階の部分になりますけども、3階でおさまるということでありませぬ。そういった中で、そしてがけ地については当然建築基準法に基づいた設計等で取り組んでいくということになります。

敷地のほうにつきませぬ、この敷地が狭いということにつきませぬ、今ある学童施設、それからプール等の移設をすることによって運動場のほうも拡張を、それからもちろん学校用地も含めまして近隣のところの土地を用地取得を行っていけば面積の拡大もできるということでありませぬ、そして期間的には上の町民グラウンドにおいても、それから今の現在地のほうの修正案を超えたところで建設に取りかかっても、期間的には同時期に、教育委員会のほうで精査させましたところ同一期間内に終わるということでありませぬので、そういった面で今回の修正案といいますか、撤回した理由の一つもそういう同時期に完成するという見込みがあるということでの判断でもありませぬ。

○議長（吉村豊明君） 小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 保護者や関係者の方は、要するに場所は言及しないけれども、早く事業できる場所にしていただきたいという要望を受けたというふうな答弁だったと思ひませぬけれども、それで町民グラウンドも現在地の修正案も同時期に着工できるというお考えなんですか。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回撤回を認めていただいて、また新たな追加議案を予定しておりますけれども、そういったものを承認可決いただければ早速取り組みに入っていきますので、グラウンド案と下のほうの修正案の分についても完成時期は同時期になる。着工のほうもまず基本設計、実施設計等に入っていきますので、そういった面についても同時期からのスタートになるというふうに考えております。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） ちょっと今の町長のお話を聞いてると、何か本末転倒という感じがいたします。今は取り下げの件を議題にされているわけで、それでその修正案云々というのはこれはまだその段階でも全然ないわけで、ちょっとおかしいんじゃないかというように思ひませぬ。

お聞きしたいのは、町長がやはりこの執行権をもって提案をされるということは大変これは

重大なことで、同時にそれだけに今度はそれを撤回するというのも大変重大なことだと、決意の要ることだというふうに思います。今お聞きしておるのは、先ほどは判断、その修正する必要があると判断をしたというだけの撤回理由のご説明でした。その辺がもう少しきちんとした判断があったと思うんで、その辺聞かせていただきたいということが1つ。

それからもう一つは、民主主義を私はいつも申し上げておりますが、手続の問題があると思います。唐突であったり手続を欠きますと、どんなにいい提案であってもだめになってしまうという、何回も指摘をしておりますが、今回についてもこのD案については、先ほどから出ておりますようにグラウンドの利用者団体、体育協会、種目別の団体とかその辺との話し合いも前にはあっておって、その結果でこのD案を委員会にも付託されておったと思います。とすると、それを撤回するとなれば、これはそういった団体、その他関係者にきちんと説明をして、そしてその後議会に対してもかくかくしかじかの理由で撤回したいというふうにしてこられるのが筋だと思います。重ねて申し上げますが、ぱちぱち総会であってもそれを抜けば、それを抜けばこれは決定の正当性を欠くと、これが民主主義の原点だと思います。

その点について2点、町長にお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の撤回の理由の件についてということでもありますけども、この件につきましては先ほど文教厚生常任委員長のほうからも話がありましたように、グラウンド案とそれから新たな土地の案についてのまずいろいろ調査したところでもありますけども、中部小学校のいわゆる南側の新たな土地を確保することにつきましては、広くて余裕のある教育環境の確保という意見であるかと思えます。住民説明会以降の状況の変化によりまして、その南側のいわゆる優良農地の分を廃止して学校用地を確保するということは農振除外、または農地転用開発許可等の手続の中で困難であると判断したところでもあります。

そして、いわゆるグラウンドのほうにつきましては早期にできるということで提案しておりましたが、その間のいろんな先程言われたような町民グラウンドの存続を求める、そういった非常に利用者も多くて存続を求める声も高い、そういったいろんなところを熟慮しながら、そういった中で今回撤回をするという判断をしたところでもあります。撤回して、文教のほうからも現在地の可能性についてのそういうところのきちんとしたものはないかということで、その辺も修正が可能というところについては十分こちらで調査して取り組んでいける内容ということで判断した中での今回の撤回ということでもあります。

それからもう一点のいろんな説明といいますか、そういったものにつきましては、代表者の方、いろんなところについてのそういう反対されたところについての説明を踏まえた上でということでもありますけども、ずっといろんな経過を踏まえながら、そして今回撤回を求めるようなところでやったところでありまして、さらに必要なそれぞれの団体等の方々につきましては今後またきちんとした説明はやっていきたいと考えておるところでもあります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 町長がグラウンド案を撤回するという事で今提案をされましたけれども、私は以下の理由で反対をします。

1つは、今質問をしましたように、保護者や関係者の方の一番の願いはぐずぐずしないで早期に今の事態を解決してほしいが一番だと思います。それで、町民グラウンドまた現在地の修正案も同時期に完成できるということは、今私たちが考えられる範囲内で、一番早くて敷地も十分確保できるのは町民グラウンドではないかと私は思います。

かなり反対の方が、3,000以上も超えて今の町民グラウンドを何とか利用したいという声があることももちろん尊重しなければいけません、その分は町長がおっしゃったように、町民グラウンドの利用はもちろん利用はしたいけれども体育協会の方々は中部小の子どもたちのためにそういうのであればやむを得ないと、でも将来的には手狭感もあるし、これから町の5年、10年の将来構想の中で総合的なグラウンドをどう構築していくかを提案するのが町執行部の責任ではないかと私は思います。そこで、そういう提案もしながらしっかりと今の小学校の子どもたちのためにこういうふう建設したいという理解を得るのが町長の責任だと私は考えます。

学校の先生方また保護者の方にお話をお聞きしますと、今のところは子どもが満杯状態、それも新幹線や列車で例えれば正月やお盆に100%、150%になるのではなくて、常時今中部小は教室も不足、トイレも不足している状態でもう150%、200%の状態教育をされ、子どもたちも生活をしていると、一刻も早く解決してほしいというふうに私もお話をお聞きしました。もちろんいろんな方にお話をしますと賛否両論ありますが、一番今考えなければいけないのは早期に着工できること、そして敷地も十分確保でき、将来を担う子どもたちがあのかとき町長が判断をして、またみんな大人の方も応援してこういうふう学校を建設してくれたというふうに私は菊陽町の子どもたちに思ってもらえるというのが、今一番私が考える判断材料の中ではそれを大切にしたいというふうに思います。グラウンドを利用されている方はいろんな思いがあると思いますけれども、そこを理解していただく、総意を得るのも大変ですけれども、やはり町長の責任だと思います。

それで、今後菊陽町はかなり地域的に見まして大きく都市化しているところとそうでもないところ、また高齢化しているところ、子どもが多いところ、子どもが減っているところ、このように非常にゆがみがあるといいますか、ひずみが起きています。これを今後どういうふうにとまめていくか。また、教育にしても南小や北小は子どもが減っている、そういうところを総合的にどういう政策を持っていくかが、やはり町が一番今しなければいけないところではない

かというふうに思います。それで、平成22年度の今後町の10年間の将来構想を立てるときにやはり後手後手ではなくてしっかりと住民の総意を酌み取るこれからの町政運営が必要ではないかということをお願い、反対討論とします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

ただいま議題となっております議案撤回の件につきまして許可することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案撤回の件は許可することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時3分

再開 午前10時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案は、さきに配付しましたとおりであります。

それでは、議案審議に入ります前に、町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明をいたします。

平成21年11月30日に提案しました議案第64号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、慎重審議の上、撤回の許可をいただきましてありがとうございました。

そこで、今回の提案でありますけれども、菊陽中部小学校の耐震対策や教育環境の改善のための建設に必要な経費について補正をお願いするものでございます。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4,673万5,000円と定めるものでございます。具体的には、菊陽中

部小学校の耐震化等のための建設に向けて既決の予算額500万円に今回の補正をお願いする1億800万円を加えた1億1,300万円をもって現在地に校舎及び体育館を建設するための基本設計費、実施設計費、地質調査費及び開発許可の申請のための業務委託料を計上したものでございます。財源といたしましては、財政調整基金を繰り入れて対応することとしております。また、その全額を繰越明許費の限度額としてお願いするものでございます。

基本的な視点といたしまして、菊陽中部小学校の耐震化対策及び教育環境の充実に向けて早期での校舎の建てかえを実現したいということを最優先に考えたいというところでございます。

昨年の3月定例議会で一般会計の予算を審議いただいた中で、菊陽中部小学校の建設に向けた歳出予算について修正がなされましたが、その要因としては現在地での建てかえが4階建て一部5階建てでがけ地であるということ、また運動場が狭いとのこと指摘をいただいたところでもございます。そこで、町民グラウンドや新しい土地へ持っていく方向につきましてはいろいろな困難性あるいは時間がかかるということで、現在地での建設について提案をさせていただくものであります。

具体的には、学童保育施設やプールを校舎内に取り組むことも可能でありますし、また県道北側の隣接地で用地買収による確保を目指すことにより、校舎につきましてはエレベーターの設置の関係で一部4階建てとなる部分を除き3階建てとして計画し、駐車場スペースや菜園の設置にも配慮し、運動場につきましては現在約7,000平方メートルから約9,000平方メートルの1.3倍まで拡張することも可能であると考えているところであります。

中部小学校につきましては、議員の皆様と視点は全く同様でありまして、一日も早く安全で安心の教育環境を子どもたちや保護者、そして先生方に提供することが私の使命ということで考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げまして提案理由といたします。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第19号 平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（吉村豊明君） 追加日程第1、議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時20分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本議員外1名の方から文教厚生常任委員会に付託し、継続審査とすることの動議がお手元に配付しましたとお手紙で提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

この動議は、質疑が終わり次第、議題といたします。

それでは、財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） ただいま議長からご指示いただきましたので、議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

なお、今回の補正は町長の提案理由にありましたように、菊陽中部小学校耐震対策といたしまして現在地に菊陽中部小学校を新設するための準備に必要な経費につきまして急を要するものが生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、ご質問に応じ担当課長からお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億4,673万5,000円とするものでございます。

また、第2条で地方自治法第213条第1項の規定によりまして翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表の繰越明許費によることとしております。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、今回の歳出予算を計上いたしますために財政調整基金1億800万円を繰り入れることとしております。

次に、下の歳出でございますが款の10教育費、項の2小学校費で目の5学校建設費は1億800万円を増額し1億1,300万円としておりますが、菊陽中部小学校の建設に向けた経費でございます。

なお、節区分の13委託料で設計委託料は菊陽中部小学校の校舎、体育館等の基本設計、実施設計業務委託料及び開発許可申請業務委託料として1億631万9,000円を、調査委託料は当初予算に計上いただきました500万円に今回補正として168万1,000円を加えまして地質調査委託料を行うための予算でございます。

最後に4ページにお戻りいただき、第2表の繰越明許費につきましては、先ほどの資料の差しかえをお願いしましたが、款の10教育費、項の2小学校費で菊陽中部小学校建設事業費の総額1億1,300万円を限度額といたしまして繰り越して使用させていただくために計上させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

質疑が終わりましたので、委員会付託及び継続審査の動議を議題といたします。

動議の提出者、吉本堅君から趣旨の説明を求めます。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 皆さんおはようございます。吉本でございます。

議案第19号についての動議を書面で提出しておりますので、提案理由を朗読いたします。

平成22年3月2日、菊陽町議会議長吉村豊明様、提出者菊陽町議会議員吉本堅、賛成者菊陽町議会議員石原武義さんを賛成者とお願いをしたところであります。

「議案第19号平成21年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）」について、継続審査とすることを提案いたします。

提案理由。上記議案は、菊陽中部小学校の建てかえ場所を一度否決された現在地として提案されていますが、同議案の採決については以下の理由で慎重を期すべきと考えます。

昨年11月16日月曜日、町長は「町民グラウンドでの建設D案を採用する方針」を示しました。その後、11月30日の臨時議会では継続審査の動議が書面で提出され、町民グラウンドに建設するというD案は継続審査となりました。さらに、12月議会では、町長自ら農地法の検討や新たな場所の不動産鑑定等調査を含め継続審査とすることを提案し、継続審査となりました。この間、農地法の改正があり、町長はE案の農振除外、農地転用は困難という判断に立ったようですが、政府筋によると、しかるべき条件を満たせば法改正前と期間的にも変わりなく転用等が可能であるという情報があります。そのような中で、本日は町長自身、昨年12月議会で継続審査を提案された町民グラウンドに中部小を建設するというD案の議案撤回の許可の申し出をし、直ちに一度否決された現在地に中部小学校を建設するというCの修正案を本日の臨時議会に提案しました。

3月4日に定例会が始まるにもかかわらず、数十億円を要する大事業の提案をこのように性急に臨時議会に提出し即日可否を決するなどというあり方は、暴挙というほかありません。十分な資料を用意し慎重審議を尽くすべきと考え、継続審査とすることを提案するものです。どうか議員の皆さん方のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから議案第19号を文教厚生常任委員会へ付託し継続審査とすることを動議を議題として、挙手により採決を行います。

この動議のとおり、委員会へ付託し継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

そのままにしてください。

（「もう一回言うてください」の声あり）

もう一回申し上げます。

これから議案第19号を文教厚生常任委員会へ付託し継続審査とすることを動議を議題として、挙手により採決を行います。

この動議のとおり、委員会へ付託し、継続審査とすることに賛成の方は挙手を願います。

(「ちよっといいですか。内容に対する質疑はでけんですか」の声あり)

内容に対する決議はできんでしょうね、これ。

(「いや、決議じゃない」の声あり)

質疑は。

(「質問はできんですか」の声あり)

できない。

(「政府筋によると、しかるべき状況を満たせば法改正前と期間的にも変わりなく転用可能であるという情報がありますと。これがもしこういうのがあるということであれば、今までこういうのを出示てもらったたらそれなりに私たち文教としても適正な判断ができたという思いがあるとですたいね」の声あり)

だから、手は上げんとよかでしょ。

この動議のとおり、委員会へ付託し継続審査とすることに賛成の方は、挙手を願います。

もう一度お願いします、もう一度。そのままにしとって下さい。

[賛成者挙手]

○議長(吉村豊明君) 賛成多数です。したがって、文教厚生常任委員会へ付託し、継続審査とすることの動議は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成22年第2回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時22分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉村豊明

菊陽町議会議員 鍋島有志男

菊陽町議会議員 坂本秀則

菊陽町議会会議録
平成22年第2回3月臨時会

平成22年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治
印刷 株式会社 **きょうせい**九州支社
電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919